

- 原田太津男・尹春志訳、「グローバル化に対する地理的力学——生き残りの女性化」『グローバル空間の経済学——都市・移民・情報化』岩波書店)。
- Sobieszczyk Teresa. (2015) "Good" Sons and "Dutiful" Daughters: A Structural and Symbolic Interactionist Analysis of Migration and Remittance Behavior of Northern Thai International Migrants." , Hoang A. Lan and Yeoh S. A. Brenda eds., *Transnational Labor Migration, Remittances and Changing Family in Asia*. Basingstoke : Palgrave Macmillan, 82-110.
- Stoler, L. Ann. (2002) *Carnal Knowledge and Imperial Power: Race and the Intimate in Colonial Rule*. Berkeley and Los Angeles : University of California Press (= 2010, 永潤康之・水谷智・吉田信訳『肉体の知識と帝國の権力奪取——人種と植民地支配における親密なもの』以文社).
- Wolf, Diane. ([1992] 1994) *Factory Daughters: Gender, Household Dynamics, and Rural Industrialization in Java*. Berkely, Los Angeles, London : University of California Press.
- World Bank. (2019) *Aspirin Indonesia Expanding the Middle Class*. World Bank.

## 特集論文

# 移住インフラにおける債務労働とジェンダー ——日本と台湾のベトナム人労働者の事例から

Bonded labor and gender within the migration infrastructures:  
the cases of Vietnamese workers in Japan and Taiwan

梶内尚子(ラバール大学大学院)  
Naoko SUNAI (Université Laval)

## キーワード

移住労働、債務労働、家事労働、ベトナム、台湾、外国人技能実習制度

## Abstract

The labor migrations of people from Vietnam to Taiwan as a domestic worker and to Japan as a trainee are legal migrations based on the states' policies including "labor export" policy of Vietnam, the labor force mobilization program of Taiwan, and the Technical Intern Training Program (TITP) of Japan. In those migrations, however, workers should have an immense debt for a high broker fee. While labor migration is a process of moving for an economic benefit, Vietnamese workers face bonded labor due to the broker costs, and they should pay back their liability during the period of their contract. Why do the people experience the paradoxical situation? With the migration infrastructure (Xiang & Lindquist 2014) theory, the article discusses how the migration infrastructures in Asia relate to bonded labor. The paper also reveals how the debt for broker fees relate to gender, job types, and destinations.

## 1 問題の所在

ベトナム政府が「労働力輸出」政策を打ち出し、自国民の海外就労を推奨する中、ベトナム労働・傷病軍人・社会省(MOLISA)が発表した正規ルートでの移住労働者送り出し数は2019年に計約14万8000人に上った(Thoi Dai, 2019)。だがベトナムから

の労働者の国境を超える移動にはパラドキシカルな状況が存在する。外国人技能実習制度（以下、技能実習制度）を通じて日本へ行く場合、時に1万米ドルに上る高額の渡航費用を払うこともあり、渡航費用のために借金することが一般的である（梶内 2019a）。ベトナムから政策や法制度、歴史的経緯を議論する。崔＆李（2010）、Huy（2008）がマクロの視点から政策や法制度、歴史的経緯を議論する。崔＆李（2010）は、韓国への労働者送り出しにおけるベトナム農村の政府や仲介会社、地方社会の役割を説明する。梶内（2017、2019a）は移住労働者の送り出しにおける手数料や借金の問題、就労先での雇用者による違反行為や人権侵害の問題を指摘する。ほかにBelanger et al. (2010) が移住先ごとの渡航費用の差異を明らかにしている。また Ishizuka (2013)、石塚（2018）、梶内（2019b）はベトナム人移住労働者がホスト国で職場から逃げることについて議論する。国境を超える人の移動には国際結婚や人身取引も含まれるため、Bélanger & Tran (2011) は国際結婚をした女性が故郷に仕送りすることで、農村での女性の地位が上昇することを説明する。しかしベトナムからの国際移住労働において労働者が借金を背負う構造的な要因を明らかにする余地が残されている。同時にジエンダーや行き先、職種が渡航費用とそのための債務にどう関係するのかも明らかではない。そのため本稿ではインタビューアンケートを用い、Xiang & Lindquist (2014) の「移住インフラストラクチャー」理論を導入し、ベトナム－台湾間とベトナム－日本間の移住労働を比較しながら、債務労働者が生み出される構造的要因を議論する。また債務と資金調達方法にジエンダー、移住労働の行き先、職種とがどう関係するのかを明らかにする。

2 ベトナム－日本・台湾間の移住インフラストラクチャー

Xiang & Lindquist (2014) は、移民の mobility を促進、または条件づける技術・組織・アクリターが関連し合う総体を「移住インフラストラクチャー」（以下、移住インフラ）として説明する。移住インフラは 5 つの側面を持つ。それは仲介会社など當利目的組織・個人である commercial、文書・免許付与・職業訓練・その他の目的の手続きと

国家機構が含まれる regulatory、通信・輸送などの技術を示す technological、NGO や国際機関など支援組織から成る humanitarian、移民自身が持つ個人のネットワークである social の各側面である。これらの側面が相互作用しながら移住現象を促進させ、同時に行き先、職種、移住期間などを限定する条件付けがなされる。送り出し国と受け入れ国の各政策や制度（マクロ）、仲介会社や仲介者、移民の持つ社会的ネットワーク（メゾ）、移民の背景や移住動機、移住能力（ミクロ）という各要素が連関しつつ移住インフラが形成されていると言える。

では、ここでベトナムからの国際移住労働を移住インフラの概念を用いて検討したい。ベトナムからの正規ルートでの移住労働ではかつて、國家（regulatory）が中心的な役目を持ちつつ移住インフラが構築されてきた。冷戦時代、ベトナム政府は旧ソ連を中心とする「コメコン（経済相互援助会議 = COMECON – Council for Mutual Economic Assistance）」諸国に相手国との労働協約（labor cooperation agreement）に基づく労働者の送り出しを行っていた（崔＆李 2010、石塚 2012、Huy 2008、Hüwelmeier 2013）。当時の送り出しの特徴は、ベトナム政府が直接選んだ労働者を送り出すという政府間の送り出し・受け入れが展開されたことである。

1986 年にベトナム政府が改革開放政策「ドイモイ（刷新）」を採択して以降、ベトナムの改革と国際社会との関係拡大、冷戦体制の崩壊を受け、移住インフラの在り方は変化した。現在、ベトナム人の主な移住労働先は台湾、日本、韓国などアジア諸国にシフトしている。この際、ベトナム政府の進める「労働力輸出」政策と相手国の受け入れ政策（regulatory）に加え、commercial、social、technological の各側面が連関しつつ、ベトナムからの移住労働の広がりを促してきた。

ベトナム政府は 2006 年に「契約にもとづき海外に働きに行くベトナム人労働者の法律」を成立させた。また労働・傷病軍人・社会省（MOLISA）の傘下に海外への労働者の送り出しを管轄する海外雇用局（DOLAB）が設置されている。国営の農業・地方開発銀行（アグリバンク）などが仲介会社の手数料のために現金を要する労働者に融資を行うなど、銀行部門が移住労働の推進に関与する体制も形成された（Huy 2008）。

同時に当局から移住労働者送り出し事業の免許を得た仲介会社が労働者の採用や渡航前研修など送り出しの実務を担う仕組みが構築され、commercial の側面が重要な位置についた。仲介会社は労働者に雇用主とのマッチングなどのサービスを提供する代わりに手数料支払いを求める。移住労働経験者が送り出しごとに参入する例が少なくなく、移住労働経験者も commercial の側面に欠かせない。

労働者自身の社会的ネットワークや口コミといった social の側面も移住労働を促す。

移住インフラにおける債務労働とジェンダー

家族や親族、コミュニティー内に移住労働経験者が出てくることで関連情報を共有するようになる。親族やコミュニティー内に仲介事業を手掛ける人がいることもある。インターネットにより移住労働の情報を得る人も増え、technological の側面も現在の移住労働に不可欠である。仲介会社がウェブサイトやSNSのアカウントを持つことも一般的である。このようにベトナムからの移住インフラにおいては、regulatory の側面が中心的な側面を果たしていた社会主义への送り出し期を経て、現在では regulatoryと共にcommercial、technological、social の各側面が関係しながら移住労働の広がりを促している。

◇台湾一ベトナム間の移住インフラ：ケア部門への移住労働者受け入れと仲介会社

台湾は80年代には労働力不足が生じていた。台湾では当時、親族訪問や仲介業者を通じ非正規の資格で就労する外国人が少なかった。一方、台湾政府は滞在資格を持たない非正規の外国人労働者に依存するのではなく、正規の労働者の受け入れを進める方針を打ち出し、まず建設部門での外国人労働者の受け入れ政策を導入した。1992年には「就業服務法」が公布された上、同年には製造、家庭介護、家庭内家事労働といった部門が受け入れ先として追加され、受け入れ体制が拡充された（安里2004、Tsai & Hsiao 2006、江2015）。

台湾は現在、家庭内家事労働、施設介護、建築、海洋漁業、屠畜といった部門で非専門職の外国人労働者を受け入れている。非専門職の外国人労働者は2018年3月末で約68万人に上った（労働政策研究・研修機構2019）。

大野（2010）によると、家事・介護部門については、施設で介護を行う「養護機構看護工」、家庭内で介護を行う「家庭看護工」、家事労働者として家庭内で就労する「家庭帮傭」とに分け、受け入れている。家庭に住み込みで家事・介護労働を行う外国人労働者の状況で特異な点は、労働法規が適用されない点である。公的ケアが限られ、ケアを市場から買うことが求められる台湾では、住み込み家事・介護労働者がケア部門を支えているものの、労働者の権利保護は十分ではない。他方、非専門職の外国人労働者の契約期間は3年で、契約を更新し最長12年間台湾で就労できる。住み込み介護労働者については最長14年まで就労可能である（台湾労働部 a 2020年2月22日アクセス）。

ベトナム一台湾間の移住労働を促す移住インフラにおいて特徴的なことは、政府の受け入れ制度であるregulatoryの側面と共に、commercialの側面が重要な役割を持つことである。台湾への移住労働ではベトナム側と台湾側の仲介会社が連携し、労働者の面接や採用、関連手続きなどの実務を担う。この際、労働者は渡航前にベトナムの仲介会社に手数料を払う上、台湾側の仲介会社は労働者から1年目は月1800元まで、2年目は同1700元まで、3年目は同1500元までのサービス料を徴収することが認められている（台湾労働部 b 2020年2月22日アクセス）。台湾労働部は2007年末にDirect Hiring Service Centerを設置し、外国人労働者を直接雇用できる仕組みを作った（台湾労働部 c 2020年2月22日アクセス）。しかし現在も外国人労働者の多くは仲介会社を利用している。

#### ◇日本一ベトナム間の移住インフラ：複雑化と产业化の進展

日本一ベトナム間の移住インフラは、技能実習制度により入り組んだ状況を呈している。この“複雑さ”を作り出しているのが、技能実習制度の建前と実態の乖離である。90年代にスタートした技能実習制度はそもそも「開発途上国等への技能、技術、知識等の移転」「国際貢献」を目的とする。一方でこの制度は実質的にアジア諸国の非熟練労働者を導入する枠組みとして機能してきた。この建て前と実態の乖離が存在する中、技能実習生への人権侵害が後を絶たず、国際的にも批判されてきた。だが技能実習制度の受け入れ職種は拡大し続け、技能実習生の人数は2019年6月時点で36万7709人に上った（法務省2019）。2020年2月25日時点では介護を含む82職種・146作業で技能実習が可能である（外国人技能実習機構2020）。就労期間は最長5年である。

日本一ベトナム間の移住インフラはregulatoryとcommercialの要素がそれぞれ大きく関係する。技能実習制度には団体監理型と企業単独型の2つの受け入れ方式があり、大半の技能実習生が団体監理型の受け入れ方式で来日する。団体監理型の受け入れ方式では送り出し地では送り出し機関、日本側では監理団体という中間組織が技能実習生の採用・面接・関連手続きなどの実務を担いながら、労働者と雇用者をつなぐ。

他方でベトナム側では送り出し機関はあくまで営利目的で事業展開する企業で、「仲介会社」「労働力輸出会社」などと呼ばれる。また監理団体は本来、実習先企業で技能実習が適切に行われているかどうかを監理する責任があるが、受け入れを促すことで利益を得ている。入り組んだ構造の中、様々なお金が動く。労働者はベトナムの仲介会社に後述する渡航費用を収める。そして日本の受け入れ企業は監理団体に技能実習生1人当たり3000～5000米ドルの紹介料、技能実習生1人当たり月額300～600米ドル程度の監理費を支払うことが多いとみられる。ベトナムの仲介会社が“顧客”である日本の受け入れ企業と監理団体にキックバックや接待を提供する例もある。これらの費用が技能実習生の渡航費用に上乗せされるとみられる（梶内2019a）。

他の費用も発生する。日本政府は今も技能実習制度の目的は「開拓途上国等への技術

能、技術、知識等の移転」という建前を崩していない。そのため技能実習生は在留資格の移行により習得した技能を確認するための試験を受ける必要がある(厚生労働省 2019)。試験の受験料は受け入れ企業が負担するが、その額は決して安くない。例えば日本ソーシング技術研究協会による座席シート縫製技能評価試験の受験料(学科と実技)は1人当たり6万円(日本ソーシング技術研究協会 2020年2月22日アクセス)、シルバーサービス振興会による介護技能実習評価試験(学科と実技)の受験料は同2万8131円(シルバーサービス振興会 2020年2月22日アクセス)、外國人食品産業技能評価機構による菓製造業の技能評価試験(初級、専門級)の受験料は同2万7500円である(外国人食品産業技能評価機構 2020年2月22日アクセス)。技能実習生の支援を行う愛知県労働組合総連合(愛労連)の樽松佐一前議長は受験料が受け入れ企業の負担になると指摘する(樽松 2018)。40万人を超す技能実習生が受験を求めるため受験料の総額は相当額になる。試験制度も移住インフラの一部を成し、受験料による経済的利益を生み出す。

### 3 調査と対象者のプロフィール

筆者は2014～2019年にベトナム北部ハイズオン省、ハノイ市、日本の佐賀県、宮崎県、神奈川県、東京都、福島県、台湾の台北市、桃園市で、スノーボール形式により対象者を探し、国際移住労働の経験を持つベトナム人171人、カンボジア人3人、フリピング人4人に許可を得た上で半構造化インタビュー<sup>(1)</sup>を実施した(次頁表1、2)。本稿では主に①台湾での住み込み家事・介護労働経験者55人、②日本での技能実習経験者の女性23人、③日本での技能実習経験者の男性37人の3つのグループを比較して議論する。

ベトナムでは北部ハイズオン省の農村部を中心聞き取りをしたため、調査対象者の多くは北部農村の出身者である。対象者の初回の移住労働の時期は2000～2019年だが、家事・介護労働者は2000～2004年に初回の移住労働を経験した人が大半を占めた。これはベトナムからの移住家事・介護労働の主要な行き先である台湾が2005年、ベトナムからの新規の家事・介護労働者受け入れを一時中止した(Radio Taiwan International 2015)ためだと考えられる。受け入れ停止前に台湾に渡っていた女性たちは契約を更新する形で就労を続けた。契約を更新する人が多く、中には台湾で約10年にわたり働いた人もいる。その後、台湾政府は2015年、ベトナムからの住み込み家事・介護労働者の新規受け入れを再開しており(Focus Taiwan 2015)、調査対象者の中にはこれまで台湾に初めてわかった人も若干だが存在する。技能実習生は、女性は2006～以降に台湾に初めてわかった人も若干だが存在する。技能実習生は、女性は2006～

表1 調査対象者(国籍、性別n=178)

合計	ベトナム(全体)	ベトナム(女)	ベトナム(男)	フリピニン(女)	フリピニン(男)	カンボジア(女)	カンボジア(男)
178	171	109	62	4	4	3	3

出所:調査データから筆者作成。

表2 初回の移住労働の行き先と職種・在留資格(ベトナム人のみ n=171)

行き先	台湾	台湾	台湾	日本	日本	韓国	キプロス	レバノン	サウジアラビア
職種・在留資格	住み込み家事・介護労働	施設介護	工場	技能実習	留学	工場	家事労働	家事労働	家事労働
計	55	4	37	60	7	3	3	1	1
女性	55	4	21	23	2	3	3	1	1
男性	0	0	16	37	5	0	0	0	0

出所:調査データから筆者作成。

2017年、男性は2005～2017年に初回の移住労働を日本で経験していた。ベトナム北部から日本への技能実習生としての移動が家事・介護労働者に遅れる形で、2000年代半ば以降に本格化したとみられる。その他に家事・介護労働者と技能実習生の差異として見られるのが性別、世代、学歴、家族状況である。家事・介護労働者は女性のみで、「ドイモイ」政策が採択された1986年以前に農村で生まれた人が多い。学歴は中卒が中心で、移住労働前の仕事は農業である。初回の移住労働前に結婚し子どもを産んでおり、移住労働開始時の年齢は30代以上である。女性たちは学歴や年齢、家族状況からベトナム国内でも海外でも条件の良い仕事に就けず、残された選択肢として家事・介護労働を選んでいた。これに対し、技能実習生は1986年以降に農村部に生まれた人が多く、初回の移住労働時の年齢は20代が中心である。学歴は高卒以上が多く、親世代は農民であるが、自身は別の仕事を選ぶ人が少なくない。移住労働前には独身の人が多い。女性の中にシングルマザーや高校を卒業していない者も含まれるが、こうした女性は比較的採用されやすい縫製部門で働いていた。

対象者の数に限りがあるが、ベトナム―日本、ベトナム―台湾の移住労働においてジョンマー、世代、家族状況、後述する渡航費用の支払い能力、学歴などが行き先と職移住インフラにおける債務労働とジェンダー

表3 台湾の家事・介護労働者と日本の技能実習生の代表的なプロフィール

	出身地	性別	世代	親の職業	学歴	移住労働前	移住労働中の家族状況	初回の移住労働の時期	年齢
台湾・家事・介護労働者	農村 女性	86年以前に出生	農民	中卒	農民	既婚、子どももあり	既婚、子ども	2000～2004年	30代
日本・技能実習生	農村 男性	86年以降に出生	農民	高卒、専門・短大卒も	学生、工場労働	独身、シングルマザーも	2005～2017年	20代	

出所：聞き取りをもとに筆者作成（※年齢は初回移住労働時）。

表4 仲介会社の利用状況

行き先	職種・在留資格	性別	人数	利用した	利用していない
台湾	家事・介護労働	女性	55	54	1
	施設介護	女性	4	4	0
	工場	女性	21	21	0
日本	工場	男性	16	16	0
	技能実習	女性	23	23	0
	技能実習	男性	37	37	0
韓国	留学	女性	2	2	0
	留学	男性	5	5	0
	工場	男性	3	2	1
キプロス	家事労働	女性	3	3	0
レバノン	家事労働	女性	1	1	0
サウジアラビア	家事労働	女性	1	1	0

出所：聞き取りをもとに筆者作成。

種に関係するとみられる（表3）。

#### 4 渡航費用とジエンダー・職種・行き先

調査対象者の大半が仲介会社を利用している（表4）とともに、渡航前に仲介会社に手数料を支払っていた。また渡航費用の多寡には行き先、職種、ジエンダーが関係することと、資金調達方法には行き先、職種による差異が存在することも分かった。以下では、渡航費用と行き先、職種、ジエンダーとの関係を記述する。

表5 渡航費用の各項目の例

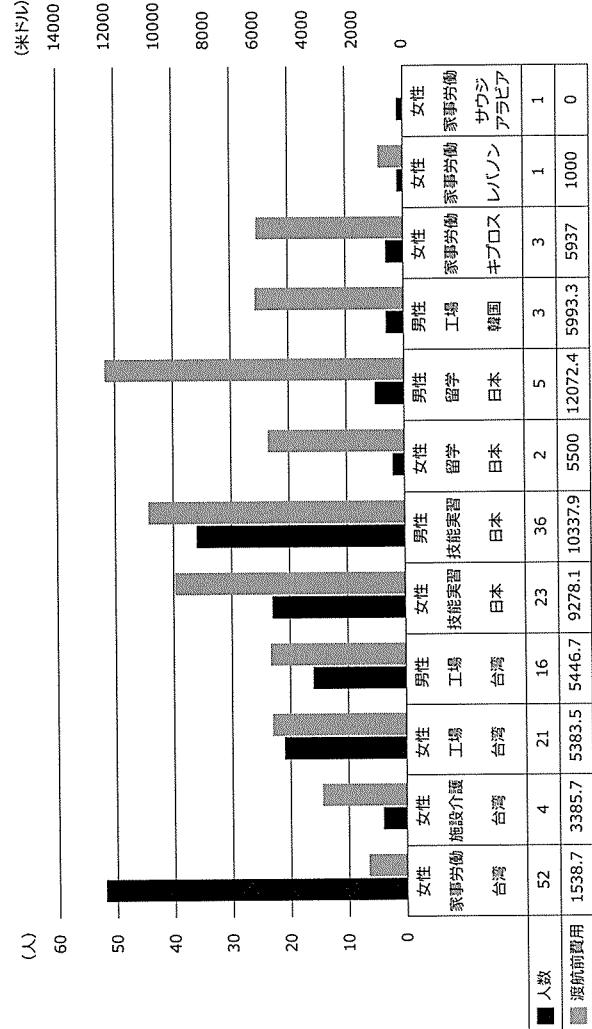
仲介者	支払先・預け先		項目
	手数料	手数料	
仲介会社	ビザ手続き費用	航空券	保証金
	航空券	保証金	学費
	食費	寮費	都市に出るための交通費
	食費など生活費	都市に出るための交通費	その他
	渡航前研修センター	渡航前研修センター	

出所：聞き取りをもとに筆者作成（※すべての項目すべてを払っているわけではなく、人により支払い項目に差がある。支払い項目の詳細を知らない人が多かった）。

#### (1) ブラックボックス

調査では、調査対象者に対し支払った渡航費用にはどのような項目が含まれているのかを聞き、複数の項目が含まれることが明らかになった（表5）。また同じ仲介会社を使っても渡航費用の額が異なることも分かった。雇用主が航空運賃や後述する渡航前研修の費用を支払う場合もあるはすだが、渡航費用を支払う本人が内訳を十分理解しないケースが多かった。移住労働の希望者と仲介会社との間には費用に関する情報の非対称性が存在し、労働者は言われるがまま高額の費用を支払っていたことが考えられる。渡航費用には仲介会社に労働者を紹介し経済的利益を得る仲介者に手数料を支払ったり、仲介会社に支払う手数料に仲介者への手数料が含まれていたりする例もある。仲介会社に「保証金」を預ける事例もある。保証金は労働者が契約にある就労期間を全うした場合のみ返金される。労働者が移住労働先で雇用者の元から逃げた場合、保証金は返金されないため、保証金は実質的に労働者の逃走防止目的で徴収される。保証金は帰国後に返金されるとはいえ、借り入れが膨らむ一因となる。渡航前研修の費用負担もある。移住労働前には都市にある研修センターで養生生活をしながら渡航前研修を受けることが一般的なため、都市部やその周辺に出るための交通費、寮費や食費など生活費、学費などがかかる。研修センターに入る時点では採用のめどが立っておらず、面接合格までの期間が長期化すれば生活費や学費がかさむ。

図1 渡航費用の平均額(初回の移住労働、出発年2000~19年、単位：米ドル)



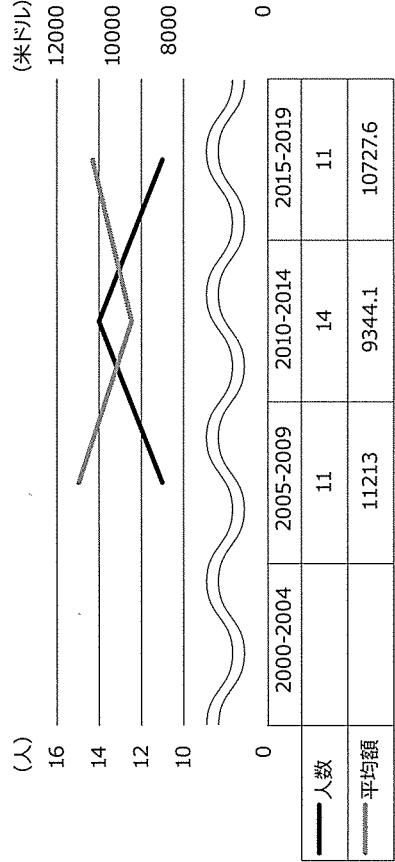
出所：聞き取りをもとに筆者作成（調査対象者の中に渡航費用を覚えていない人や特別な事業で費用なしで渡航した人が数人いたため、それらの人を除外し、渡航費用の金額が確認できた167人について平均額を算出した）。

## (2) 日本／技能実習生：高額の渡航前費用

次に、渡航費用を行き先、職種、シェンダーとの関連からみていく（図1）。本稿で検討する3つのグループのうち、初回の移住労働の渡航費用が高額となるのが日本への技能実習生としての渡航である。平均額は男性が1万337米ドル<sup>(2)</sup>、女性が9278.1米ドルになる<sup>(3)</sup>。技能実習生の渡航費用は個人によりばらつきがある。女性の最低額は5000米ドル、最高額は18425.3米ドルだった。男性の最低額は4718.22米ドルだったが、最高額は26211.40米ドルにもなる。渡航費用の額に差異が出るのは仲介会社と労働者の力関係が非対称であり労働者が仲介会社の言うまことに手数料・保証金を払うことが求められるためである。同時に技能実習の職種により渡航費用に一定の差異が存在する。

技能実習生の渡航費用が膨らむのは手数料の金額が高いことに加え、保証金を預けるよう求められる事例が存在してきたためである。国際労働機関(ILO)は保証金について強制労働との関係で「多くの状況において、強制労働の鍵を握る要素は強制、すなわち、自由意思でない労働を強いることです。移民労働者は債務その他、高額の仲介料又は輸送料の徴収に起因する束縛によって、強制を受けことがあります。預託金の要求も、労働者の滞在を強制する役割を果たします。いずれの慣行も、強制労働の証拠となり得る可能性」があると指摘する（国際労働機関(ILO)「ILOビジネスのため

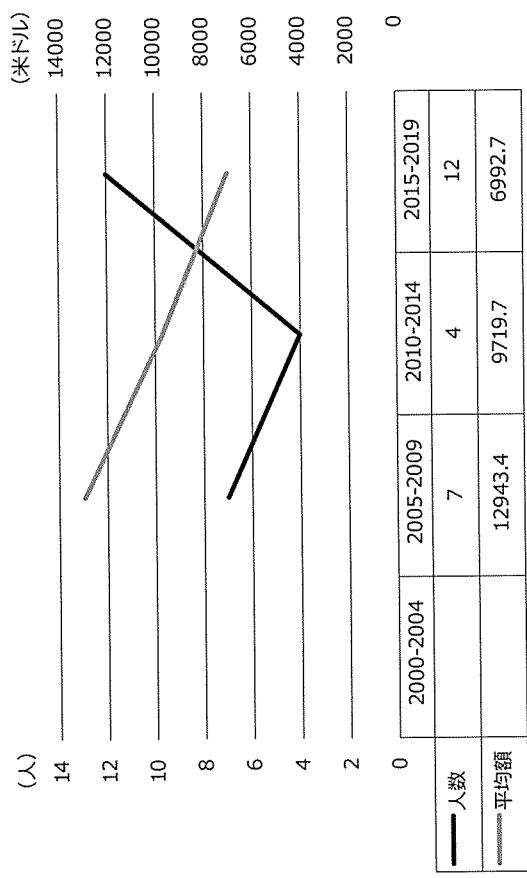
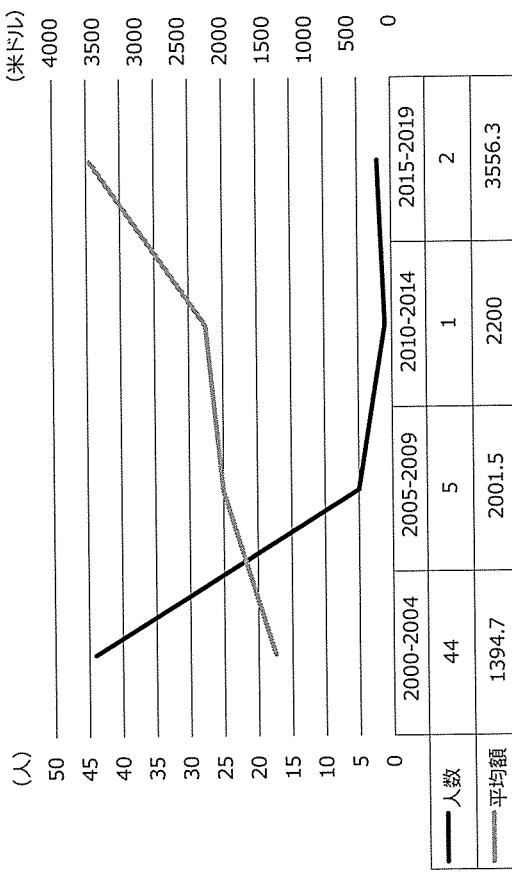
図2 渡航前費用の推移、日本・技能実習・男性（出発年2000～19年 n=36）



のヘルプデスク：強制労働に関するQ&A] 2019年1月12日アクセス）。日本の法令でも技能実習生から保証金をることは禁じられている（在ベトナム日本大使館ウェブサイト 2019年1月9日アクセス）。だが、調査では保証金の預け入れが横行していたこと 分かった。保証金は契約の途中で仕事を辞めて帰国することを阻み、就労先企業に技能実習生を縛りつける一因になる。また近年は保証金を預け入れていない技能実習生も多いが、保証金なしでも手数料が1万米ドルほどになる例も少なくない。

5年ごとの渡航費用の推移をみると、男性技能実習生が1万米ドルほどで推移しているのに対し、女性技能実習生は2014～2019年の平均額が減少した（図2、次頁図3）。サンプル数が少ないので、調査対象の中でこの期間に移住労働を開始した女性技能実習生は縫製業で働く人が複数いた上、ベトナムの仲介会社の中で縫製部門の技能実習生の手数料を引き下げるところが占める縫製部門ではかねて深夜まで及ぶ長時間労働や残業代未払いなどの問題が起きてきた（安田2007、樽松2017、巣内2019）。このため縫製部門向けに技能実習生を集めることが徐々に難しくなり、ベトナムの仲介会社の中には渡航費用を引き下げ、労働者を確保しようとするところが出ていている。あるいは縫製部門に限らず、日本への移住労働の費用がなんらかの理由で低下しているのかも検討する必要がある。今後、職種と渡航費用の関係をより精査する必要があるだろう。とはいえた依然として規定を超える渡航費用が徴収されている。同時に縫製業の中でも手数料は人ににより異なり、1万米ドル程度を支払っている人もいる。

図3 渡航前費用の推移、日本・技能実習・女性（出発年2000～19年 n=23）

図4 渡航前費用の推移、台湾・住み込み家事・介護労働・女性  
(出発年2000～19年 n=52)

出所：聞き取りをもとに筆者作成。

また家事・介護労働者の渡航費用については特別な事情がある。家事・介護労働者の中には台湾での就労開始後にベトナムの仲介会社から手数料を追加徴収されていた人がいた。さらに台湾側の仲介会社により毎月の賃金からサービス料が引かれる上、これとは別に手数料が追加徴収される例もある。調査対象者からは渡航後に徴収された手数料について「金額が不透明だった」「説明がなかった」「手数料がとられたため賃金が契約書と異なった」などの声が出た。本人たちに十分な説明なく不透明な形で手数料が引かれることも家事・介護労働者の事例で注意すべき点である。

5 借金と資金調達方法

資金調達方法をみると、大半の調査対象者が借り入れや仲介会社による立て替えにより渡航前費用の資金を調達していた。この結果、ほとんど人が借金を背負い移住労働を行い、ホスト社会では働きながら返済する必要に迫られていた（表6）。

資金の調達方法（次頁表7）の中で目立つのが銀行借り入れである。これはベトナム政府が労働者の海外送り出しを推進するに当たり移住労働の希望者への銀行融資を後押しているためである。特に農業・地方開発省傘下の国営銀行・農業・地方開発銀行（アグリバンク）<sup>(5)</sup>から借り入れている人が多かった。この際、労働者は融資を受けた米ドルと、他のグループに比べて低かった<sup>(4)</sup>（図4）。

表6 渡航前費用支払いのための借り入れ状況（初回の移住労働）

行き先	職種・在留資格	性別	人数	借り入れ／仲介会社立て替えあり	借り入れ／仲介会社立て替えなし	不明
台湾	家事・介護労働	女性	55	53	2	0
	施設介護	女性	4	4	0	0
	工場	女性	21	14	6	1
日本	工場	男性	16	14	2	0
	技能実習	女性	23	21	2	0
	技能実習	男性	37	36	0	1
韓国	留学	女性	2	2	0	0
	工場	男性	5	4	1	0
	キプロス	家事労働	女性	3	3	0
レバノン	家事労働	女性	1	1	0	0
	サウジアラビア	家事労働	女性	1	0	1
					0	0

出所：聞き取りをもとに筆者作成。

表7 初回の移住労働時の資金調達方法  
(借り入れ・立て替え制度の利用があつた人、複数回答)

行き先	職種・在留資格	性別	銀行・金融機関から借金	仲介会社の立て替え	親族から借金	友人・知人から借金	村落の小口金融から借金	不明
台湾	家事・介護労働施設介護工場	女性	32	4	18	2	5	0
	女性	1	0	1	1	0	0	1
	男性	10	0	1	1	0	0	2
日本	工場	男性	11	1	2	0	0	1
	技能実習	女性	13	3	2	1	0	5
	技能実習留学	男性	13	2	12	2	0	1
韓国	女性	2	0	0	0	0	0	0
	男性	3	0	1	0	0	0	0
	工場	男性	2	0	1	0	0	0
キプロス	家事労働	女性	2	1	0	0	0	0
レバノン	家事労働	女性	0	0	1	0	0	0
サウジアラビア	家事労働	女性	0	0	0	0	0	0

出所：聞き取りをもとに筆者作成

めに土地使用权を担保に入れており、返済できなければ土地を失う。農村出身者にとっては生産手段である土地や家族が暮らす家が建つ土地を失えば、農業活動と暮らしは立ち行かなくなる。労働者は銀行融資により渡航費用を工面し移住労働を実現できる。だが、一方では出身地では返済することが不可能な金額を借金するというリスクを受け入れなければ、移住労働できない。国策を受けた銀行の融資事業は、労働者に海外就労の可能性をもたらす反面、債務を背負った労働者を生み出している。

他に目立つのが移住労働経験を持つ親族からの借り入れである。農村では現金収入の確保は難しいが、家族のメンバーが海外就労していれば、出身地より高い収入を得ることができる。そんな中、移住労働により得られた経済資本が親族の別のメンバーの移住労働の費用として再投資されている。

台湾で働く家事・介護労働者に関する限りでも借金をしている人が大半だった。ただし台湾の家事・介護労働者には資金調達面で特別な事例が存在する。それは仲介会社による立て替え制度の利用である。立て替え制度では、渡航前の費用がかからなくとも就労中の給与から手数料が天引きされる。さらに、これとは別に不透明な手数料が引かれる

事例が台湾で働く家事・介護労働者ではみられた。

## 6 移住の軌跡と借金、ジェンダー

次に具体的な事例を挙げ、ベトナムの人々が移住インフラ(Xiang & Lindquist 2014)を通じた移住労働において、どのように債務を背負うのか、債務が移住労働にどう関係するのかを議論する。

### (1) 台湾：家事・介護労働者と継続する手数料の徵収

まず台湾の移住家事・介護労働者の女性たちのケースをみたい。ベトナム一台湾間の移住インフラを通じた台湾への移住家事・介護労働における問題としてみられるのが、渡航後に不透明な手数料が給与から天引きされる事例である。それがマイさんの事例である。

1960年代後半のベトナム戦争のさなか、北部ハイズオン省に生まれたマイさんは高校を卒業後、21歳で結婚し、2人の子どもを産んだ。移住労働前は故郷の農村で子どもを育てながらコメと果物を栽培していた。だが世帯収入は年間400万ドン(約3万3507円)程度で現金収入はほとんどなく、家族が食べていくだけで精一杯の生活だった。

技能実習生は20代の人が多い。これに対し、家事・介護労働者は初回の移住労働時に30代以上であり、既婚で子どもがいる人が大半である。調査対象者では初回の移住労働を2000年代前半に行った人が多く、マイさんのようにベトナム戦争中やドイモイ前に生まれた人が少くない。そうした社会的背景から女性たちは学歴や職業スキルを身につける機会に恵まれていない。一方、農村での妻や母親としての役割期待から女性は子どもを産み、育て、家事・介護労働を担いつつ、収入を得るための就労が求められる。結果、ジェンダー役割と農村の経済状況から、女性たちは移住家事・介護労働に水路づけられた(巢内2017)。

生活が苦しいマイさんはある時、移住労働に出ることを決断し、台湾で家事・介護労働をしていた女友達からハノイの仲介会社を紹介してもらった。そして仲介会社に1500万ドン(約12万5650円)を支払った。費用はすべて土地使用权を担保にアグリバンクから借り入れた。台湾に渡る前は3カ月にわたり、言語や介護、料理、掃除などのスキルを学んだ<sup>(6)</sup>。

2002年に台湾にわたったマイさんの仕事は住み込み介護労働だった。だが実際には介護だけではなく雇用住宅の料理や掃除などほとんどの家事をすることを求められた。さらにもマイさんは高齢者夫婦の部屋に寝て、つきっきりで介護を行つたが、夫婦の移住インフラにおける債務労働とジェンダー

夫は夜にマイさんが寝ていると、マイさんのベッドを蹴飛ばし、彼女が眠れないようにして。マイさんは毎日3~4時間しか睡眠がとれなかつた。休日もゼロだつた。また雇用主はマイさんが逃げないようにと、その家の住所を教えていたものの、2人の収入は月以上、雇用主による監視を受け、マイさんは自由に行動できなかつた。

給与にも課題があつた。残業代が出なかつたのである。さらに賃金からは不透明な手数料が引かれ手取りは台湾での就労開始1、2カ月目が50万ドン(約4188円)、3、4カ月目が90万ドン(約7539円)、5、6か月目が130万ドン(約1万890円)にしかならなかつた。このためマイさんはベトナム側の仲介会社に電話し、賃金が不当に低い理由を質問したが、仲介会社はこれを無視した。マイさんは「仲介会社に電話をし、給料が少ないと訴えました。でも仲介会社は、あなたは契約書にサインをしたと言つただけで、取り合ひませんでした。それにベトナム大使館や警察は助けてくれない」と思いました」と語る。不透明な手数料の徴収がベトナム側と台湾側のいざれからの仲介会社により行われていたとみられるが、詳細は分からなかつた。

マイさんの事例は台湾一ベトナム間の移住インフラにおいて、より脆弱性の高い女性たちが他よりも渡航費用の負担が少ないことを理由に移住家事・介護労働へと入っていくとともに、渡航費用の低さという利点が不透明な手数料徴収や過酷な重労働などのリスクと隣り合わせであることを示す<sup>(7)</sup>。マイさんの場合、2000年代初めに移住労働に出たわけだが、こうした傾向は今も継続している。仲介会社の立て替え制度はベトナムの農村の女性たちに海外就労の機会をもたらす。しかし、それは搾取や差別を引き受けること引き換えに、女性たちに受け渡されるチャンスなのである。

(2) 日本：縫製業の女性技能実習生と借金返済の困難

渡航費用の額が他に比べて大きいのは技能実習生である。一方、それだけ高いコストをかけ、ベトナム―日本間の移住インフラを通じて日本に渡った技能実習生が移住の過程で困難にぶつかり、債務を返し終えないこともある。それが如実に現れるのが、縫製部門で働く女性技能実習生のケースである。

技能実習制度においては男女ともに技能実習生として受け入れられているが、縫製部門は女性が中心で、ジエンダーに基づく職業配置が行われている。一方、縫製部門は賃金未払いなど違反行為が後を絶たない(梶内2019a、樽松2017、安田2007)。その中で、過酷な就労により帰国を強いたり、賃金が適切に払われなかつたりし、渡航費用の借金を返せない女性技能実習生がいる。

縫製業で技能実習生として働いたベトナム人女性、トゥアンさんも借金を返せなかつた。

た1人である。1980年代終わりに北部フート省で生まれたトゥアンさんは中学卒業後、働き始め、21歳で結婚し、2人の子どもの母親となつた。来日前は地元にあった韓企業の縫製工場で働いていた。夫はドライバーの仕事をしていたものの、2人の収入は月900万ドン(約4万4380円)程度で、家計は苦しかつた。そのためトゥアンさんは日本に働きに行くことを決めた。

技能実習生は高校を出ている人が多く、中には短期大学や専門学校、大学などに進んだ経験を持つ人もいる。また年齢は20代が中心である。しかし女性が多くを占める縫製部門の技能実習生の中には、トゥアンさんのように中学を出ただけという人や年齢が35歳を超えている。縫製部門での技能実習はかねて長時間労働や賃金未払いなど違反行為が絶えないため希望者を集めるのが難しくなつており、学歴や年齢など条件が恵まれない人が縫製部門に振り向けられる可能性があるのである。学歴や年齢の面でより交渉力の弱い人が、より過酷な労働現場に配置される。

日本行きを決めたトゥアンさんはインターネットでハノイ市の仲介会社を見つけ、この会社に6724.95米ドルを手数料として支払った。技能実習生の渡航費用の平均に比べて低いのは職種が縫製業だからである。とはいえ6000米ドルを超える費用は高額であることは変わりない。トゥアンさんは渡航費用すべてを銀行から借り入れた。そして5カ月にわたる渡航前研修を受けてから来日し、西日本の縫製会社で技能実習を開始した。日本で待っていたのは過酷な労働だった。トゥアンさんは毎日、午前5~6時頃に起床し、朝食とお弁当を作り、午前7時から仕事を開始し、深夜1~2時まで働くことを強いた。昼休みは15分程度しかなく休憩も満足にとれない。食事は自炊だが、調理時間がないため予め作り冷蔵庫に入れたが、温めなおす時間もなくいつも冷たい食事をとつていた。休日は2~3カ月に1度のみだった。トゥアンさんは当時にについて「とても疲れていきました。でも会社は休ませんでした」と語る。

残業代の時給は最低賃金を下回る300円だつた。契約書には給与は3000万ドントもあつたが給与から寮費、社会保険料、税金などが引かれ、さらに賃金の未払いがあるため、手取りは10万円程度だけだつた。ここから食費として2万円だけ使うと、残るのは8万円だけで、この8万円すべてを債務の返済に回した。

この状況では過労死ラインを超える長時間労働を強いられながら、貯金ができなくなつた。それでもトゥアンさんはじめ女性技能実習生は就労を続けた。渡航費用の債務があるので、技能実習制度では転職はできなかつた職場に縛り付けられてしまうのである。仕送りの責任もある。

しかし、その後、同僚の技能実習生の中には会社から逃げる人が出きた。逃げた

のは子ども2人がいるシングルマザーだったというが、彼女は逃げた先で警察に捕まり、強制送還された。同僚の中には、外部に助けを求めようと、フェイスブックを使い支援者に相談をした人もいた。

だがトゥアンさんは逃げることも、助けを求めることもできなかつた。長時間労働により体調を崩してしまい、行動できる状況になかつたのである。縫製会社での技能実習生の長時間労働はそう珍しくなく、筆者の聞き取りでも午前3時まで毎日働かせられた人がいたほどである。縫製会社は大手企業から低い工賃で受注しており、数をこなすことで利益確保を図ろうとしており、債務に縛られ転職の自由もない技能実習生に長時間労働を強制させることが多いためである。ベトナムー日本間の移住インフラによる債務労働と、縫製産業の構造とが関係しながら、女性技能実習生への搾取を生み出している。トゥアンさんの会社は体調不良でも休みをとらせてくれず、長時間労働は継続した。そのためトゥアンさんは体調不良を脱することができず、来日から1年余りで中途帰国を選んだ。体調が悪く働くことができなかつた。

日本行きのために抱えた借金は残つたままだつた。家族のためにお金稼ぐ必要もある。そのためトゥアンさんは帰国から2年ほどたつてから、今後は台湾に工場労働者として渡つた。移住労働だけが借金返済と現金返済の唯一の方法だったのである。台湾行きに向け、トゥアンさんは友人からハノイ市の仲介会社を紹介してもらった。日本行きの際に利用したのとは別の仲介会社である。最初の移住労働がうまく行かなかつたため、別の会社にしたのだ。トゥアンさんはこの仲介会社に5572.22米ドルを払つた。すべて銀行から借りた。債務返済の2度目の移住労働に出るためにまた借金をしたのである。

トゥアンさんの事例からは、ベトナムー日本間の移住インフラを通じた移住労働において、「女性の職場」である日本の縫製部門にときに女性技能実習生が配置され、過労死ラインを超える長時間労働や残業代未払いといった状況に直面するリスクがあることが示唆される。しかし債務があるため、女性たちちはそれでも働き続ける。その帰結として、トゥアンさんのように体調不良から途中帰国に追い込まれ、借金を返しきれないケースが出てくる。さらに残った債務のために、また借金をして別の国へ移住労働に出るということが起きているのである。

### (3) 日本：男性技能実習生と債務リスク

技能実習生をめぐっては女性技能実習生に限らず、男性もまた課題に直面している。中でも、技能実習を経験したベトナム人男性、トイさんのケースはベトナムー日本間の移

住インフラが男性にとっても債務を背負う移住労働が様々なるリスクをもたらすことを示す。80年代後半に北部ハイズオン省で生まれたトイさんは大学在学中、技能実習生として日本にわたることを希望した。もともと短期大学を卒業した後、さらに勉強しようと大学に進んでいた。しかしふトナムでは若年層の就職に問題があり、大卒でも就職が難しい。そのためトイさんはより賃金の高い日本で就労経験を持つれば将来が開けると、期待したのである。

他方、トイさんは前述した台湾で働いたマイさん、日本の女性技能実習生だったトゥアンさんは異なり、来日前は独身だった。また日本にわたったときは20代である。同時に家族の経済状況はマイさん、トゥアンさんよりも落ちていた。このため家族への責任のあり方はマイさん、トゥアンさんとは異なる。ただし若くして来日することになつたトイさんは社会経験は十分にはなかつた上、技能実習生制度では転職が許されず、後述するように債務を背負い移住労働をしており、女性たちと同様に交渉力を十分には持たない労働者だとと言える。

来日前、トイさんは親族が経営しているホーチミン市の仲介会社を頼り、この会社に1万米ドルの手数料を支払つた。また来日前研修を約1年にわたり受けた。寮生活をしていた渡航前研修時の生活費は計1000米ドル程度に及んだ。しかし、この会社からは日本に行くことが結局できなかつた上、会社から払い戻されたのは1000米ドルのみだつた。こうしたことからトイさんは別の会社を利用し、結果的に1社目の費用と合わせ約2万6211米ドルを来日前に費やした。この資金のうち5000米ドルほどはトイさんの家族が出したが、残りすべてを親族と銀行から借り入れた。

トイさんはその後、2010年代初めに西日本の会社で技能実習を開始する。仕事は溶接だつた。会社では午前7時に勤務が始まり、終業時間は午後22時頃だつた。残業の多い会社で、最も遅くまで勤務した日は終業が翌日の午前2時半になつた。ただしトイさんの基本給は11万円、これに残業代を入れても給与は月14~15万円だけだつた。残業代の一部が払われなかつたためである。さらに給与から寮費2万円<sup>(8)</sup>、水道光熱費7000~1万円、税金、社会保険料が引かれ、手取りは9万円ほどにとどまつた。手取りから生活費として月3~4万円を使い、残りすべてを債務返済に回した。借金額が大きい一方、手取りが少ないので、返済には2年半費やした。3年の技能実習期間中、貯金できたのは半年間だけだつた。2万米ドルを超える費用をかけた移住労働だが、得られた経済的利益はごく限られたものだつた。

トイさんの事例からは、日本への技能実習においては高い渡航費用のわりに収入が思つたほど多くなく、債務返済に時間がかかり、なかなか貯金ができない現実があること

が分かる。フイさんは突出して渡航費用が高かったが、それでも技能実習生の渡航費用の平均は1万米ドルほどで、債務として背負うには大きな額である。ベトナムでは「日本の賃金は高い」と期待されているが、実際の賃金は渡航費用に見合う水準ではない。さらに借金返済と家族への仕送りという二重の責任を持つ技能実習生は自身の責任を果たすため、食費など生活費を切り詰めざるを得ない。技能実習生の労働問題はかねて指摘されているが、実際には生活面では食費や交通費を切り詰めざるを得ないなど貧困に直面している。高額の渡航費用と借金の存在が、日本において技能実習生の貧困を生み出しているのである。

このような状況にありながら、技能実習生は借金がある上、転職の自由がないため、問題のある職場から容易に離脱できない。債務や制度的な転職の制限によって技能実習生は受け入れ企業、監理団体、仲介会社との間で非対称的な権力関係に置かれながらも、その状況を受け入れることが求められる。

これまでに議論したように、ベトナム一日本間の移住インフラとベトナム一台湾間の移住インフラを通じた移住労働では制度的に仲介組織の利用が求められ、多額の渡航費用の支払いが生じる。またベトナム政府の国策を受けた国営銀行の融資事業により、労働者の支払い能力を超える貸し付けが行われている。借金ができるからこそ、出身地の収入では賄えない渡航費用を支払うことができ、結果的に債務を背負い移住労働をすることになる。ベトナム政府の労働力輸出政策とこれを受けた銀行の融資事業、受け入れ国である日本と台湾の受け入れ政策、仲介会社のビジネス展開が関連しながら移住インフラが形成され、その帰結として借金漬けの労働者が生み出される。仲介会社の利用が実質的に必須となる送り出し・受け入れ制度の在り方そのものが債務労働に深く関係する。

この際、日本の技能実習生は渡航費用の多さにより、他の行き先、職種に比べ大きな債務を背負う。しかし技能実習生の権利保護が道半ばの中、特に問題が多い縫製部門の女性技能実習生トゥアン・インさんは搾取と人権侵害にさらされた上、長時間労働を強いられながらも、債務を返済できなかつた。男性技能実習生も債務リスクを抱え、フイさんのように債務額の多さに比べて賃金が低く、貯金をほとんどできられない事例もある。

台湾の家事・介護労働者の渡航費用は日本の技能実習生に比べて低い。このため、ほかの職種で移住労働ができない人が残された選択肢として家事・介護労働を選ぶ。だが、住み込み家事・介護労働の賃金は低いうえ、長時間労働の重労働を強いられる

ケースが後を絶たない。渡航費用の負担が軽くとも、移住労働においては重労働を休日なしで行なうことが半ば当たり前となつていい。

また本稿では、行き先、職種、ジェンダーによる渡航費用額と渡航費用の支払い方法の差異を議論した。この渡航費用額と支払方法の違いからは、グローバルな労働市場において、年齢、性別、学歴といったその人が持つ背景や属性により、行き先や職種の振り分けがなされることが示された。ベトナム政府は国境を超える移住労働が農村の人々に貧困から脱するチャンスを与えると期待する。労働者本人とその家族もまた、海外就労による経済状況の改善に期待が大きい。だが現実には、その人の国籍、ジェンダー、学歴、職歴、家族状況、世代などが関連しながら、経済資本を十分に持たない人は、借金を背負いながらリスクのある労働市場へと配置される。特に農村出身で結婚経験があり子どもを持つ女性たちは他に十分な選択肢がない中、渡航費用が安い台湾での住み込み家事・介護労働に入る。また、劣悪な労働状況がかなえて指摘される日本の縫製部門へも農村出身のベトナム人女性技能実習生が水路づけられる。一方、男性も高額の渡航費用のために借金を背負つて日本に技能実習生としてわたりることは共通している。男性もまた、移住インフラに埋め込まれた搾取に直面しながら、債務に縛られ契約途中で職場から離脱することができなくなる。

国際移住労働は労働者に経済的な利益をもたらす可能性があるものの、渡航費用のための借金は労働者を搾取が存在する職場に縛り付ける上、労働者を雇用者や仲介会社との非対称な権力関係に置く。あるいは縫製部門の女性技能実習生のように搾取によって結果的に途中帰国を強いられ、借金を返済できないといったことまで起きる。ベトナムの農村の人々をグローバルな労働市場へと振り向ける移住インフラは経済的利益をもたらす可能性がある反面、時に、搾取と差別、さらに経済的損失までを労働者にもたらすリスクを内包する。こうした現象が制度と政策により推進される正規の移住労働において生じている。これを「移住労働」と呼べるのだろうか。

このような数々の問題を抱えるベトナムからの移住労働がなぜ継続しているのか。労働者側に移住労働による経済的利益があることは一つの要因であるかもしれないが、実際に移住インフラ自体の存続とそこで利益を得ている政府、仲介会社、雇用主といった利害関係者の存在こそが移住インフラの維持に関連するのではないか。一度動き始めた移住インフラによって利益を得る利害関係者がいるからこそ、移住インフラの構造を抜本的に変化させることができなくなる。

一方、本稿では技能実習生の職種と債務の関係に関しては十分に議論できなかつた。技能実習生が就労可能な職種は2020年2月25日時点で82職種・146作業あり（外国移住インフラにおける債務労働とジェンダー

人技能実習機構 2020)、多様である上、就労先も中小企業が中心のため企業による差異も存在する。このため技能実習生に関する職種と債務の関係について、より詳細な議論をする必要があり、これは今後の課題とする。

#### 【脚注】

- (1) インタビューでは対象者の年齢や性別、学歴、移住労働前の職歴などの情報、移住労働先、移住労働の期間、職種、移住労働をあっせんする仲介会社に関する情報収集の方法、移住労働のためにかかった費用の総額、この費用を工面した方法などについて聞いた。
- (2) 技能実習生の男性については、調査対象者1人が親族の経営する仲介会社で約1年、無償で就労したことの見返りとして無料で来日した。この事例は特殊なため、渡航費用の平均額の計算から除外し、男性技能実習生は37人中36人の渡航費用の平均額を出した。
- (3) ベトナム政府は仲介会社が徴収する技能実習生の手数料の上限を3年の技能実習で1人当たり3600米ドル、1年の技能実習では同1200米ドルと規定する。
- (4) 台湾の家事・介護労働をした55人のうち4人は仲介会社の立て替え制度の利用者で、4人のうち2人は仲介会社が立て替えた渡航費用の金額を記憶していた。この2人の渡航費用を除外した50人の渡航費用の平均額は1551米ドルとなった。
- (5) アグリバンクは1988年設立の国営銀行で、2019年時点でベトナムの農村・地方部で50%を超える市場シェアを持つ(アグリバンク・ホームページ 2019年12月29日アクセス)。
- (6) 台湾での移住労働の場合、渡航前研修の期間は數週間という短期間の人々、渡航前研修がほとんどなかったという人もいた。これに対し、マイさんは一定期間の渡航前研修を受けたことになる。
- (7) 不透明な手数料の天引きがなかつたとしても、住み込み家事・介護労働者は休憩時間きえない長い時間の介護労働と家事労働とを強いられる可能性が高い。
- (8) フイさんの寮は居間と6畳の寝室2つだけの古い平屋の住宅で、男性技能実習生が6人で暮らしていた。寮費は1人当たり2万円のため6人で12万円である。また水道光熱費も1人当たり7000～1万円であるため、6人で4万2000～6万円を支払っていた。これは現地の家賃水準からみて不當に高い金額だと推測されるが、フイさんたち6人はこの金額を賃金から引かれ続けた。

#### 【参考文献】

- アグリバンク・ホームページ、2019、Agribank ranked 142/500 largest banks in Asia Pacific region in terms of asset size (<http://agribank.com.vn/en/ve-agribank/tin-tuc/dtl?current=true&urile=wcm:path:/agbanken/ve-agribank/news/agribank-news/agribank-ranked142-500-largest-banks-in-asia-pacific-region-in-terms-of-asset-size>)、2019年12月29日アクセス)。
- Anh, D.N., 2008, Labour Migration from Viet Nam: Issues of Policy and Practice, ILO Regional Office for Asia and the Pacific, Bangkok: International Labour Organization.
- 安里和晃、2004「台湾における外国家事・介護労働者の処遇について——制度の検討と運用上の問題点」『龍谷大学経済学論集』143 (5) : 1-28。
- Bélanger, Danièle; Le Bach Duong; Tran Giang Linh; Khuat Thu Hong; Nguyen Thi Van Anh; Hammoud, Belinda, 2010, International labour migration from Vietnam to Asian countries, 2000-2009: process, experiences and impact; report presented at the International workshop "Labour Migration from Vietnam to Asian Countries: sharing research findings and NGOs' experiences" , IDRC-Related Report, Institute for Social

Development Studies, Hanoi.

Bélanger, Danièle, Tran, Giang Linh, 2011, The impact of transnational migration on gender and marriage in sending communities of Vietnam.Current Sociology,59 (1) 59-77.

崔昊林、李美智訖、2010「韓国へのベトナム人移住労働」『東南アジア研究』48 (3) : 242-64.  
Focus Taiwan, 2015, Taiwan lifts ban on Vietnamese workers (<https://focustaiwan.tw/society/201507150007>、2020年2月23日アクセス).

外国人技能実習機構、2020「技能実習制度 移行対象職種・作業一覧 (82職種146作業)」(<https://www.ottit.go.jp/files/user/200225-3.pdf>、2020年3月9日アクセス).

外国人食品産業技能評価機構「試験要項」(<https://www.oyaku.or.jp/ginou/exam/index.html#youkou07>、2020年2月22日アクセス).

法務省、2019「令和元年6月末現在における在留外国人数について(速報値)」([http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/konhou/nyuukokukanri04\\_00083.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/konhou/nyuukokukanri04_00083.html)、2020年2月22日アクセス).

Huy, P.Q., 2008, "Exported Labour: Practice and Policy Issues Vietnamese Case," Revised Paper After PECC-ABAC Conference on "Demographic Change and International Labor Mobility in the Asia Pacific Region: Implications for Business and Cooperation "in Seoul, Korea on March 25-26, 2008 (<https://www.pec.org/resources/labor/694-exported-labour-practice-and-policy-issues-vietnamese-case/file>、2019年11月19日アクセス).

Hüwemeier, G., 2013, "Postsocialist Bazaars: Diversity, Solidarity, and Conflict in the Marketplace," Laboratorium: Russian Review of Social Research, 5 (1) : 52-72.

石塚二葉、2012「ベトナムにおける国際労働移動——政策、制度と課題」山田美和編『東アジアにおける人の移動の法制度』調査研究報告書、アジア経済研究所.

Ishizuka, F., 2013, "International Labor Migration in Vietnam and the Impact of Receiving Countries' Policies," IDE Discussion Paper, 414: 1-35.

石塚二葉、2018「ベトナムの労働力輸出——技能実習生の失踪問題への対応」Review of Asian and Pacific Studies No.43.

江秀華、2015「台湾における外国人労働者の受け入れについて——実態および政策調査」『城西現代政策研究』8 (1) : 61-70.

厚生労働省、2019「技能実習制度における移行対象職種・作業の追加等に係る事務取扱要領」(<https://www.mhlw.go.jp/stf/content/000512234.pdf>、2020年1月27日アクセス).

国際労働機関(ILO)「ILOビジネスのためのヘルプデスク：強制労働に関するQ & A」([http://www.ilo.org/tokyo/helpdesk/WCMS\\_721968/lang--ja/index.htm](http://www.ilo.org/tokyo/helpdesk/WCMS_721968/lang--ja/index.htm)、2019年1月12日アクセス).

博松佐一、2017『外国人実習生「SNS相談室」より——ニッポン最暗黒労働事情』風媒社.

日本ソーシャル技術研究協会「技能実習生向け技能実習評価試験」(<http://www.jstra.com/index3-2-3.html>、2020年2月22日アクセス).

博松佐一、2018「今日が意見の〆切」([http://rodo110.cocolog-nifty.com/viet\\_nam/2018/06/post-19b8.html](http://rodo110.cocolog-nifty.com/viet_nam/2018/06/post-19b8.html)、2020年2月22日アクセス).

大野俊、2010「岐路に立つ台湾の外国人介護労働者受け入れ——高齢者介護の市場化と人権擁護の狭間で」『九州大学アジア総合政策センター紀要』九州大学アジア総合政策センター、5: 69-83.

労働政策研究・研修機構、2019「諸外国における外国人材受入制度—非高度人材の位置づけ—台湾」([https://www.jil.go.jp/foreign/labor\\_system/2019/01/taiwan.html](https://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2019/01/taiwan.html)、2020年2月22日アクセス).

シルバーサービス振興会「介護技能実習評価試験の仕組み」(<http://www.espa.or.jp/internship/>

fabric/、2020年2月22日アクセス)。  
 巢内尚子、2017『移行経済下の国際移住労働と女性の経験——2000年代におけるベトナム人女性移住労働者の事例から』一橋大学社会学研究科修士論文.  
 巢内尚子、2019a『奴隸労働』花伝社.  
 巢内尚子、2019b「『失踪』と呼ぶな——技能実習生のレジスタンス」『現代思想』47(5), 18-33.

- 台湾労働部 a, Work Qualifications and Rules for Foreign Workers (<https://www.wda.gov.tw/en/NewsFAQ.aspx?n=26470E539B6FA395&sms=0FCDB188C74F69A0>、2020年3月9日アクセス).  
 台湾労働部 b, Foreign Workers Brokerage Firms (<https://www.wda.gov.tw/en/News.aspx?n=0F10DD6476FAE07&sms=F797F31CBC23171A>、2020年2月22日アクセス).  
 台湾労働部 c, General Information For Direct Hiring Service (<https://dhsc.wda.gov.tw/en/aboutus.html>、2020年2月22日アクセス).  
 Radio Taiwan International, 2015「ベトナム籍労働者と漁師、受入再開へ」(<https://jp.rti.org.tw/news/view/id/29530>、2020年2月22日アクセス).  
 Tsai, Y. and H.H.M. Hsiao, 2006, "The Non-Governmental Organizations, NGOs, for Foreign Workers and Foreign Spouses in Taiwan: A Portrayal," Asia-Pacific Forum, 1-31.  
 Thoi Dai, 2019, Xuất khẩu lao động năm 2019 đạt kỉ lục trong 5 năm qua (<https://thoidai.com.vn/xuat-khau-lao-dong-nam-2019-dat-ki-luc-trong-5-nam-qua-95831.html>、2020年1月9日アクセス).  
 Xiang, B., J.Lindquist, 2014, "Migration Infrastructure" International Migration Review, 48(S1): S122-S148.  
 安田浩一、2007『外国人研修生殺人事件』七つ森書館.  
 在ベトナム日本大使館、2019「(注意喚起) 技能実習制度での保証金の徴収、失踪、難民認定の申請について」([https://www.vn.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/Hoshoukinnochoushushissounanninnintenoshinseiritsuite.html](https://www.vn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/Hoshoukinnochoushushissounanninnintenoshinseiritsuite.html)、2019年1月9日アクセス).

## フランスの「選択の自由」政策とジェンダー

### “Free Choice” Policy and Gender in France

新井美佐子(名古屋大学)  
 Misako ARAI (Nagoya University)

#### キーワード

フランス、選択の自由、ジェンダー、女性の二極化、ケア

#### Abstract

France's female labor force participation rate and total fertility rate are both relatively high among developed countries. Therefore, in Japan, where both rates are low, France is often cited as a “good example”. In France, while consistently advocating the encouragement of childbirth from the end of the 19<sup>th</sup> century, a series of policies and laws promoting “free choice” in people's lifestyles has been gradually implemented, particularly following the major social transformation of the “May 68” events. In other words, with regard to the number of children, childcare methods, and working conditions, the policies and laws have aimed to reduce the economic burden associated with each choice through such means as family allowances. However, although in theory such “free choice” seems to be ideal, in the case of France, due to the effects of high unemployment and lack of financial resources, it cannot necessarily be said that it has contributed to the reduction of gender role inequality. Indeed, it has even promoted such inequality, with various disparities between women and households having been pointed out.

フランスは、女性の労働力率、合計特殊出生率とともに先進国の中で相対的に高く、双方が低い日本において「好例」の一つとして一般のメディアでも紹介されている<sup>(1)</sup>。わが国が直面している労働力不足や少子化に対してフランスから改善のヒントを得られる